

令和7年神審第32号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月13日08時05分

石川県下佐佐波漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 3.9トン

登 録 長 9.94メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 198キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪を、その左側にGPSプロッターを、右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和6年10月13日04時30分富山県宇波漁港の係留地を発し、下佐佐波漁港南東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、05時00分目的の釣り場に到着し、漂泊と潮上りを繰り返しながら遊漁を行った。

ところで、Aの業務規程には、安全の確保のため船長が遵守すべき事項として、航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導することが規定されていた。

a受審人は、潮上りを行うため、船首甲板左舷側に1人の、操舵室前方の甲板に1人の、及び後部甲板等に4人の釣り客をそれぞれ座らせ、自身は舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、08時01分僅か過ぎ下佐々波港北防波堤灯台（以下「下佐々波灯台」という。）から144度（真方位、以下同じ。）590メートルの地点を発進すると同時に針路を052度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、右舷船首方からの波高約1メートルの波浪を認め、同波浪を船首部に受けながら航行すると、船体動揺により船首甲板左舷側に座っていた釣り客が跳ね上げられたのち落下して負傷するおそれがあったが、減速して航行しているため、釣り客の安全に影響を及ぼすことはないものと思われ、船首甲板左舷側に座つ

ていた釣り客を船体動揺が比較的小さい船体中央より後方に移動させるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、波浪を船首部に受けながら続航し、08時05分下佐々波灯台から092度920メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、高起した波を船首部に受けて同部が持ち上げられたのち降下し、船首甲板左舷側に座っていた釣り客が跳ね上げられたのち落下して同甲板に臀部を打ち付けた。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、釣り客1人が第12胸椎圧迫骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、下佐佐波漁港東方沖合において、潮上りするにあたり、右舷船首方からの波高約1メートルの波浪を認めた際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、高起した波を船首部に受けて同部が持ち上げられたのち降下し、船首甲板左舷側に座っていた釣り客が跳ね上げられたのち落下して同甲板に臀部を打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、下佐佐波漁港東方沖合において、潮上りするにあたり、右舷船首方からの波高約1メートルの波浪を認めた場合、船体動揺により船首甲板左舷側に座っていた釣り客が跳ね上げられたのち落下して負傷するおそれがあったから、船体動揺が比較的小さい船体中央より後方に移動させるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、減速して航行しているので、釣り客の安全に影響を及ぼすことはないものと思ひ、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、高起した波を船首

部に受けて同部が持ち上げられたのち降下し、船首甲板左舷側に座っていた釣り客が跳ね上げられたのち落下して同甲板に臀部を打ち付ける事態を招き、同釣り客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治